

第8回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 11月7日(金)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 藤城安男 2番 鈴木昭雄 3番 注連野千佳代
 - 4番 長島正人 6番 倉田一夫 7番 吉田悟
 - 8番 山田一宏 9番 浦野和幸 10番 切替絵美
 - 12番 石渡正明 13番 石川和利 14番 渡邊美代子
 - 15番 笹生篤 16番 泉類岩男
- 5 欠席委員
 - 5番 柴寄正博 11番 高橋広幸
- 6 出席事務局職員 4名
 - 平野事務局長 石井副主幹 鈴木主査 尾崎主事
- 7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和7年度第8次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- 8 報告事項
 - (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

◎開 会

令和7年度11月7日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第8回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、14名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

5番柴寄正博委員、11番高橋広幸委員

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

6番倉田一夫委員、7番吉田悟委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1及び議案第1号整理番号2については、関連がありますので、一括して事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1から整理番号2については関連がありますので一括して説明いたします。

議案1ページの整理番号1から整理番号2をご覧ください。

申請内容は、市内の個人が、市内在住の個人2名が所有する農地2筆を売買により取得しリンゴを栽培しようとする案件です。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は既に譲受人によりりんごの樹が植えられていました。

出荷等については、今後の育成状況次第とのことです。

総会資料2ページから9ページに許可申請書、営農計画書および土地利用計画図を添付しております。

本件申請については、公図に境界線がありませんが、2筆共に従前より譲受人が耕作しているとのことです。

申請地は、所有権移転後に2筆を合筆する予定とのことです。

農地法による申請に関し、公図に境界が無い農地の所有権移転について、千葉県農林水産部農地・農村振興課に照会いたしましたところ、今回のケースは譲受人が一人であることから、「公図上分筆線が引かれていなくても農地法第3条許可の要件審査に支障はないと思われる。」とのことでした。

譲渡人2名は経営規模縮小のため譲渡したいとのことです。

譲受人は自宅からも近く管理しやすいことから購入したいとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、貸付地がありますが、妹さんが使用貸借にて借りている畑です。

非耕作地はなく、農機具等については、総会資料4ページの8に記載されております。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料7ページに記載されております。

総会資料10ページに現地の写真を添付しております。

説明は、以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

9番浦野和幸委員。

○9番（浦野和幸君） 9番浦野です。

10月21日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地はリンゴの木が植えられていました。

下草も刈取りされており、きれいに管理されていました。

特に問題はないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号1及び議案第1号整理番号2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1及び議案第1号整理番号2については、許可と決定します。

次に、議案第1号整理番号3について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号3について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、市内在住の個人が市内在住の個人から売買により取得し、露地野菜や花卉等を栽培しようとする案件です。

総会資料11ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕作されていました。

現地は、現在、譲受人が管理・耕作しているとのことです。

総会資料 1 2 ページから 1 7 ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、高齢のため維持管理が困難であることから譲渡したいとのことです。

譲受人は自宅から近く、耕作に適していることから経営拡大のため購入したいとのことです。

農地法第 3 条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、耕うん機、田植機、刈払い機を所有しており、水稻については作業の一部を委託しているとのことで、総会資料 1 4 ページ 1 0 に委託先と作業内容が記載されております。

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の 1 5 0 日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料 1 6 ページに記載されております。

総会資料 1 8 ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

8 番山田一宏委員。

○8 番（山田一宏君） 8 番山田です。

1 0 月 2 3 日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、大豆が植えられていました。

きれいに耕作されており、特に問題はないと思われます。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号3について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号3については、許可と決定します。

◎議案第2号 令和7年度第8次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号令和7年度第8次農地利用集積計画書（案）の承認についてを議題とします。

議案第2号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第2号の令和7年度第8次農用地利用集積等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第2号は別冊となっております。

本件は、令和7年10月21日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会に付議し、計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）5ページをご覧ください。

今回の計画は、法人1社が農地中間管理機構をとおして農地の一部〇〇〇平方メートルを借り受けるものです。

設定する権利の種類については、「賃借権」で、契約期間は5年となります。

説明は以上です。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

◎報告事項 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出関係
農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案 2 ページから 4 ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和 7 年 9 月 1 日から 9 月 30 日までに専決処理した案件となります。

協議報告第 1 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の提出は 1 件でございます。

協議報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の提出は 5 件でございます。

報告は、以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第 8 回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和 7 年度 11 月 7 日午後 2 時 30 分 閉会